

## 「令和4年4月歯科診療報酬改定 ～歯科診療報酬の中の歯科補綴物の対価（技工料）について～」

平成4年4月1日より2年に一度の診療報酬改定が歯科においては+0.29%行われる。今回の改正について歯科技工関連部門『第12部 歯冠修復及び欠損補綴』のポイントを解説させて頂くと共に、歯科医師の立場では、まるめ点数で考えられる材料単価の考え方、歯科診療録（カルテ）、歯科技工指示書、取引納品書、歯科技工録の関連性及び重要性、また対価としての考え方をお話しさせて頂きたい。

デジタル技工が拡大する中で歯科用 CAD/CAM 冠等、歯科技工所関連系が常態化している、小規模歯科技工所のインボイス制度の対応についても歯科技工業界で働くものとしての解釈としてお話しさせていただきたい。